

## 全員協議会次第

令和7年11月18日  
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)

小林事務局長

2. 挨拶

細谷議長

3. 協議事項

- 1) 令和8年度行政組織の改正について
- 2) 藤久保地域拠点施設整備等事業変更契約の締結について
- 3) (仮称) 地域活性化発信交流拠点の進捗状況報告

4. 報告事項

- 1) 総務常任委員会
- 2) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (12:06)

桃園副議長

令和7年11月18日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	吉村美津子
議員	光下重之	議員	池上義典
議員	細田三恵	議員	小松伸介
議員	牛丸藍子	議員	菊地浩二
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	長野真寿美	議員	林善美
議員	内藤美佐子		
議長	細谷光弘	副議長	桃園典子

欠席議員

なし

説明者

総調整幹	神森友秀	政策推進室長	石川英治
政策推進室副長	南雲玲	総務課長	池田康幸
秘書広報室長	高橋成夫	施設マネジメント課	古山智志
観光産業課副長	大久保淳	教育委員会教育総務課長	中島弘恵
教育委員会社会教育課長	小平幸治	教育委員会社会教育課長	吉田徳男
教育委員会文化財保護課長	小川智東	教育委員会社会教育課長	芹澤利也
施設マネジメント課主幹	郷間成	施設マネジメント課主任	新村優宗
道路交通課	若林崇幸	道路交通課主幹	古寺克行

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 小林 豊明

事務局記 山田 亜矢子

---

◎開会の宣告

○事務局長（小林豊明君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（小林豊明君） 開会に当たりまして、細谷議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（細谷光弘君） 皆さん、おはようございます。本日は定例の全員協議会ということで、早朝よりお集まりいただき、また一般質問の締切りが明日に控えた中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

何か天気予報で、すごい今日から寒くなるということで、ユニクロの一番厚い下着を着てきたら、逆に暑くて、今日副議長に聞いたら、今日はそんな寒くないと言われまして、それはいいのですが、12月も定例会目前となりまして、本当に風邪、インフルなどならないように健康管理に十分ご留意をいただきたいと思えます。

さて、先日は郡の研修がございましたが、ご参加された皆様、ありがとうございました。細田議員におかれましても、表彰されましたが、表彰は辞退されましたが、本名議員、また内藤議員におかれましても、長い間、三芳町、また三芳町民のためにご尽力いただきましたこと、この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

そういったところで、このところ、行事がめじろ押しということで、担当課の方々も大変そうなわけですが、皆様への通知に関しても寸前に来るということで、町長にはちょっと苦言を呈しておきましたが、そういった中でも、様々な行事に急遽予定を変えて参加していただきました議員の皆様、この場をお借りして御礼を申し上げます。担当課だけではなく、議会事務局のほうも研修等もありまして、ちょっといっぱい、いっばいで、ちょっとご迷惑をかけた部分もございますので、申し訳ございませんでした。

この間には、同日に産業祭、そして55周年記念式典、また共生社会推進シンボルアート発表セレモニー、デフスポーツ体験会、応援花火、そしてボウリング大会ということで、それぞれ参加された皆様、ありがとうございます。私ごとですが、前日と前々日、ふれあい座談会の調べものだったり、挨拶等を考えておりまして、あまり寝ていなかったら、腰が痛くなってしまいまして、当日皆様にご心配をおかけしまして、本当に申し訳ございませんでした。

ボウリングのほうは、腰が痛くてしようがなかったのですが、申し込んであったので、一応参加させていただきましたが、史上最低点を取らせていただきまして、ちょっと恥ずかしい思いをしたのですが、それもありまして、昨日、デフリンピックの一緒に、逆に私と同じレーンでやっていた方が、先日、最高得点だったものですから、東大和のボウリングセンターのほうに応援しに朝から行ったのですが、上富小学校の児童さんもいらっしゃっていて、なかなかやはり今回キャンプになっているということで、特別に小中学生の方が見えるというような、ほかのところは、そういった特権ではないのだけれども、特典というか、そういうものを得られていないみたいなので、非常にすごい、いい経験というか、本当にそういうふうになりました。

結果的には、途中で、ちょっと私ごとがありまして、帰らせていただいたので、私と一緒にレーンでなかった人が結構、ちょうど小学生が見ていたところの方が、すごくいい点数を出していたので、ちょうど皆さ

んも応援してよかったかなというふうに思っております。

本日は、この後、議会運営委員会に所属していない皆様には、議会モニターの使い方といたしますか、テストをしていただきますので、その後よろしくお願ひしたいと思います。本格導入に向けて、今後改善点など詰めていけたらなと思っておりますが、まずは操作方法を皆さんしっかりとご理解いただけたらと思っております。

最後に、今日と明日が一般質問の通告日の提出期限となっておりますので、ぜひ一般質問を予定されている方は提出を忘れないようお願いいたします。

そういった意味で、今日、広報広聴委員会もございますので、本日の協議会は、できるだけ円滑に進行できればなと考えております。皆様のご協力を重ねてお願ひ申し上げます。

以上で冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願ひいたします。

○事務局長（小林豊明君） ありがとうございます。

---

#### ◎令和8年度行政組織の改正について

○事務局長（小林豊明君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、細谷議長、よろしくお願ひいたします。

○議長（細谷光弘君） それでは、協議事項に入らせていただきます。

まず、協議事項の1番、令和8年度行政組織の改正についてということで、政策室長、お願ひします。

○政策推進室長（石川英治君） おはようございます。本日はよろしくお願ひします。

まず、今回行政組織の改正といたしまして、ご説明のほうをさせていただきます。三芳町行政組織条例の一部を改正する条例について、こちらの内容につきましては、三芳町行政組織条例、こちらを藤久保地域拠点施設整備等事業における公共施設複合化により機能連携強化、こちらを推進するとともに、（仮称）地域活性化発信交流拠点整備事業の推進体制の確立を図り、人的・物的資源を最大限に活用できるものとするため、地方自治法第158条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、三芳町行政組織条例の一部を改正したく、ここでご説明させていただきます。

詳細につきましては、南雲副室長より説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室副室長、お願ひします。

○政策推進室副室長（南雲 玲君） 南雲です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料のほうなのですが、組織改正概要資料、こちらのほうを御覧いただきたいと思います。

まず、先ほど室長からもお話がございましたが、令和8年度の4月からの行政組織の改正ということで、議会上程に含まれない部分も含めまして、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、こちら藤久保地域拠点施設整備事業におきましての公共施設の複合化を契機に、組織体制の精査及び改善を図り、限られた人員であったり、施設の機能など、そういった資源を最大限に活用するために組織改正のほうを行うものとなります。

まず、1つ目なのですが、藤久保地域拠点施設に関連する組織改正についてとなります。こちら議会上程させていただく行政組織条例、こちらの改正が含まれるものとなります。

1つ目としましては、未来創造課の設置となります。こちらは新しい拠点施設の整備効果を最大限に発揮するため、図書館など、施設の各機能が連携し、それに基づきまちづくりの相乗効果を創出していくため、新たに「未来創造課」を設置する、そういったものとなります。

2つ目としまして、図書館の町長部局への移管となります。こちらにつきましては、未来創造課に図書館を移管し、教育や地域交流、健康、子育てなどの施設の各機能における様々な活動との連携の核となるとともに、地域の創造的活動を育む文化創造の拠点として位置づけるものとなります。

3番目に、地域交流担当の設置となります。こちらは新たな拠点施設が「出会い」「つながり」「学び合い」の場となり、これまでの藤久保公民館で行われてきた社会教育における学びや住民の自主活動を支えるとともに、新しい地域交流の創出や生涯にわたって学び続けることができる機会を創出する、そういったことの「集い・学び・育つ」の基本理念を推進するため、未来創造課に地域交流担当を設置するものとなります。

続きまして、(2)、(仮称)地域活性化発信交流拠点整備の推進体制についてとなります。こちらにつきましても、議会に上程させていただき行政組織条例の改正が含まれるものとなります。こちらについては、現在、整備計画の策定が進む(仮称)地域活性化発信交流拠点について、地域や関係機関との調整力を強化し、整備を円滑に推進するため、道路交通課から地域活性化発信交流拠点担当を分離し、道の駅整備準備室として設置するものとなります。

続いて、(3)となります。社会教育課・文化財保護課の統合となります。こちらにつきましては、社会教育分野の連携を図り、地域の理解や継承の機会を促進するとともに、事業を実施する際などの人的資源を最大限に活用できる柔軟な組織を構築するため、社会教育課に文化財保護課を統合し、事業実施体制の強化を図るものとなります。

(4)となります。こちらは秘書広報室の再編となります。こちらはマレーシアのパタリングジャヤ市との姉妹都市交流をはじめ、オーストラリアへの親善大使派遣や世界農業遺産を契機とした韓国河東郡との交流などの国際連携事業が進展しており、その推進体制を明確にする担当を設置するとともに、特徴ある広報活動やシティプロモーションを促進するために秘書広報担当を再編し、秘書・国際連携担当と広報担当に再編するものとなります。

続いて、(5)となります。こちらは世界農業遺産推進の明確化となります。こちらは世界農業遺産の認定地域として、その特性を生かしたまちづくりを展開していく必要があるため、所管課を明確に示し、広く施策等をPRしていくため、観光産業課の事務分掌に「世界農業遺産推進に関すること」という一文を追加するものとなります。

改正の内容は以上となりまして、議案として上程させていただき内容は、こちらの一部を改正する条例となります。

先ほどの未来創造課、それから道の駅整備準備室の設置と、その事務分掌について追加するものとなっております。

また、図書館の町長部局への移管に伴いまして、関連する条例の改正を附則の部分で、こちらで併せて改正するものとなります。

そのほかに新旧対照表などをつけておりますので、参考までに御覧いただければ幸いです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（細谷光弘君） ご説明ありがとうございました。

議案部分もございますが、今の説明につきましてご質問がある方は挙手をお願いしたいと思います。

光下議員。

○議員（光下重之君） おはようございます。説明ありがとうございました。

今、説明を聞いていて、ちょっと懸念が生じたのですけれども、ちょっと出てこないのですけれども、先ほど中央公民館と竹間沢公民館の所管の話でしたか、先ほどの説明でありましたけれども、それともう一か所、未来創造課の地域交流に関するところで、括弧書きで地域交流センターというのがあったわけなのですが、これは藤久保地域拠点の中の公民館が今回町長部局になることによって、公民館が社会教育施設ではなくて、いわゆるコミセンのような地域交流、鶴瀬コミセンがありますけれども、そういうふうの中身を改編するという狙いがあるのですか。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（石川英治君） お答えいたします。

まず、こちら先ほどちょっと中央公民館、竹間沢公民館の部分につきましては、これまでどおりの所管となっております。藤久保地域拠点の中に藤久保公民館の扱いとして、これを継承する形で地域交流担当という担当を設置するものになります。

議員さんおっしゃるとおりなのですけれども、公民館という社会教育施設としてではなく、コミュニティセンターの位置づけとして、こちらの中に担当を置くという形になります。そのため、これまで社会教育等で行ってきた部分、それを基盤としまして、さらには地域課題等の解決につながるような交流の考え方、そういったものを膨らませながら、その部分で活動を行っていくというところになります。藤久保公民館の事業をここでしっかり継承していく形にはなります。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 光下議員。

○議員（光下重之君） それは、ちょっと議論を要するところだと思うのですけれども、全協の場ですから、それは別の機会で聞くことにして、しかしそれにしても1つだけ言うならば、住民の方々との約束で公民館、図書館、それから子育て支援施設については、直営という言葉遣いで説明されてきたわけなのですけれども、そうしますと、性格が変わってしまって、全く別物になってしまうと。そういうおそれあり、そんなふう懸念するわけなのです。

言葉では、藤久保公民館を継承しながらと言われますけれども、名称がそういうふうになるということは、本質的に性格が変わるのだろうかと、こっちは捉えざるを得ないわけなのですけれども、その点もう一回、説明を願えればと。

○議長（細谷光弘君） 藤久保公民館長。

○教育委員会社会教育課公民館長（吉田徳男君） 吉田です。おはようございます。

ご指摘の点ですけれども、ただいま説明がございましたとおり、施設の性質としては、従来の公民館、社会教育施設としての公民館から、より公開性の高いというか、一般性、広範性の高い地域交流センターと、このような施設に性質が変わるかと思えます。

しかしながら、機能としては、従来の社会教育施設である公民館の機能、業務、また公民館団体、サーク

ルの皆さん、そうした活動の仕方、それらは全て交流センターのほうへ引き継ぐと、このようなことを前提として整備を進めていると、このように認識しております。

○議長（細谷光弘君） 光下議員。

○議員（光下重之君） 説明は大体分かりました。ということは、スタッフとしては、外部から入ってくるわけではなくて、今の公民館の体制で職員が移行すると。名前だけは、ちょっと変わりますけれどもという、そういう話ですか。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（石川英治君） お答えします。

議員さんからのご心配もございまして、こちらの組織については、今の公民館の体制を維持しつつ、移行するという状況でございます。

今後につきましては、また新たな施設についての設置条例等が設置されますので、その中で位置づけも改めて下りてきますので、今現在考えられている中では、機能としては全て継承していく、このような形で準備のほうを進めております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ありがとうございます。

今のところなのですけれども、ということは、まず藤久保地域拠点施設が、施設がというか、この条例において、組織の改編において、藤久保公民館という名称はなくなるということなのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（石川英治君） お答えします。

名称としまして、藤久保公民館という名称はなくなります。機能としまして継承させていただきます。今、検討されている部分が地域交流センター、このような位置づけとして、今、準備のほうを進めているところでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほど室長は、今後条例改正と設置条例ですね、ということもちろしお話をされましたけれども、つまりそうなってくると、そもそものところで、公民館の機能は維持するとしても、所管の法律自体が変わってきますよね。公民館ですと、社会教育法ですか、そちらの法律になりますけれども、公民館ではなくなると、それを所管する法律自体が変わってくるという話になってくると思うのですけれども、そういう理解になるのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（石川英治君） お答えします。

社会教育施設という位置づけから町長部局のほうに今回、こちらが先ほどちょっと述べさせていただきました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項、こちらに基づきまして移管のほうをさせて

いただきます。

機能は、先ほど申し上げたとおり、藤久保公民館としての機能を継承させていただくということで準備のほうを進めております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

今のところですけれども、機能も変わらないということであれば、藤久保公民館という名称をそのまま残せばいいことであって、今まで私はずっと藤久保公民館という名称を残した複合施設だと、ずっと思っていました。それを地域交流センターにするということは、大体センターにしていくと、住民にとって有料化になっていくのですよね、ほとんどが今までは。

だから、そのために変えるということも考えられるのですけれども、皆さんは今までどおり、そういう利用料も今までどおりだし、何ら変わることはありませんって、ずっと説明してきたのです。それならば、この名称を変える必要はないのです。あえてなぜこれを変えるのですか。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（石川英治君） お答えします。

こちら先ほど冒頭で申し上げましたとおり、今回図書館を中心としまして、施設一体での運営のほうを検討させていただいております。施設一体ということで、今回関係する部局につきましては、教育長部局から町長部局に一本化するというのが大きな目的でございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） その図書館も教育部局から町長部局に替わりますけれども、県内では、そういった町長部局となっているのは、どのくらいあるのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 図書館長。

○教育委員会社会教育課図書館長（芹澤利也君） 図書館、芹澤です。

県内で移行は、私の知っている限り1市町村、1市だけでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私もその程度だと思うのです。わざわざなぜ替える必要があるか。図書館ですから、教育関係でしょう。それが何で町長部局になるのですか。それもやはり町長の提案ということで、そういうことでいいのですか。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（石川英治君） お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、今回新たな施設ができるということで、地域一体、建物一体での運用を図ることが大きな目的でございます。そんな中で部局を通し、町長部局として一体とした整備、この位置づけとして考えてございますので、教育長部局から町長部局へ移したものでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私が聞いたのは、この発案は町長なのかというふうに聞いたのです。

それから、もう一つ、未来創造課とありますけれども、あまりにも広過ぎますよね。どこが担当なのか、さっぱりこれでは分かりません。これを町民に、こういった説明だって大変だと思いますし、町民だって、これを見たって、どんなことをしていくのかとって、何かすごく分かりにくいと思うのですけれども、これについても町長の発案だというふうに考えられますが、その2点について、そうなのかどうか、お伺いします。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（石川英治君） お答えします。

まず、こちら部局一体的に整備していくというのは、今回藤久保地域拠点施設基本計画、こちらの冒頭により、計画の中で一体的に運用していくということは明示されておりまして、既に皆様のお手元にも配られているものと存じ上げております。

〔「私が聞いたのは、町長の発案かどうか、それだけでいいですよ」と呼ぶ者あり〕

○政策推進室長（石川英治君） その中で基本的に明記されているものですので、今、議員さんがおっしゃられたことで、それが示されるようなことはございません。

名称につきましてですが、こちらの基本計画に明示されているとおり、こちら「集い・学び・育つ」、基本計画の策定方針の中に基本計画の具体的理念として、未来創造拠点として示されているもの、そちらを課名として掲示をしているものでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） まず、その2点について、町長の発案なのかと聞いていますので、それについて、まず答えていただきたいのと、それから道の駅のほうもありますけれども、議会報告会を8日の日に行った場所で、その住民から、まずは採算を先に考えて、それからすることではないか。できれば、子供たちのために使ってほしいと、税金は。そういった発言がありましたけれども、また11月6日の住民との懇談のときに総合調整幹は、ここはまだ決定はしていない。このまま道の駅を進めるのですかと言ったとき、決定はしていないと言っているのに、なぜこうやって準備室を、そういったことも明らかにしないうちに準備室を設けるということは、どんどん進めるということで捉えているのですが、その辺はどう捉えていますか、総合調整幹にお伺いします。

○議長（細谷光弘君） どこのところですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 地域の活性化、交流拠点は3番でやりますし、この複合施設については、名称はもう決まっているので、その中で、また藤久保公民館という名前をつけるわけではないと思うのですが、あと今、政策推進室のほうから計画のほうに描いてあって、そのとおり進めているという話で、町長発案とか、そういうことではなくというお答えがあったと思うので、それ以外で何か質問があればお願いします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、議長に聞いているのではないので。

そして、準備室を設けるわけですね。ですから、準備室を設けるということは、まだ決定していないのに、どんどん進めていくということは、やる方向で行く。ですから、住民に対して決定はしていないということとは、ちょっと相入れないかなと思うので、その辺、準備室を設けるということは、もう既にそういうことを進めていくということになるのですよね。政策推進室長にお伺いします。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（石川英治君） お答えします。

今回、本条例におきまして、地域活性化発信交流拠点の施設の推進という形を取らせていただきまして、今回基本計画のほうで、また同じように皆様のお手元のほうに届いていると思うのですが、こちらの基本計画の課題整理、こちらの検討項目の中にも示されているとおり、今回道の駅による地方創生拠点の形成というのが示されてございます。それに基づきまして、今回道の駅という名称とさせていただいたものです。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

世界農業遺産のところでお聞きしたいのですけれども、三富新田、これはとてもいいことで、本当に保全していかなければならないと思っていますけれども、こういった認定されたことによって、地域の人たちは、例えば上富2区だけ地域を定めているのか、その辺どのように定めているのか。観光産業課長がいないので、あれなのですけれども、世界農業遺産に認定されても、住民にとって何ら変わらないと今まで言ってきたのですけれども、やはり住民にとっては、すごい不安を持っているので、その辺は、やはり今までどおりなのか。それとも、やはりこれを認定されたことによって制限ができてくるのか、その辺どのように捉えているか、お伺いします。

○議長（細谷光弘君） 組織の改革の話なので……

○議員（吉村美津子君） だって、組織を替えていくということは、世界農業遺産の、そういったところを強めていくわけですから、そのために組織を替えてやっていくわけだから……

○議長（細谷光弘君） 組織を替えるだけで、中身は変わらないのではないですか。

○議員（吉村美津子君） 担当がいないので、それでは結構です。でも、住民にとっては、そういう心配があるわけですね。ですから、それについて賛成、反対というのは、また分かれてくるわけで、その内容について答えていただければ本来いいのですけれども、担当課がいないのでは、結構です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございました。

具体的なところは議案になろうかと思っておりますけれども、ちょっと1つだけ。この中で課長級の方というのはどなたになるのか教えてください。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（石川英治君） お答えします。

今回新たに藤久保地域拠点から未来創造課となりますので、こちら未来創造課、こちらが今の予定ですと、課としての長という位置づけになります。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

課長級で新たになるのか未来創造課の課長さん、今まで図書館長とか、公民館長さんとかも課長級だったのですけれども、その方々はどうなるのですか。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（石川英治君） お答えします。

こちらにつきましても、今後やはり人事も含めましての検討になりますので、この場でこういった形の役職の者が就くというのは答えにくい部分がございますので、よろしくお願いします。

○議長（細谷光弘君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

課長級ではなくなるということなのでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（小松伸介君） 含めて。分かりました。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

先ほどの公民館についてなのですが、1つだけちょっと確認させていただきたいのですが、コミュニティセンターになるということは、機能は変わらないですよということで、運営の内容は変わっていくというふうにとってよろしいのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（石川英治君） お答えします。

運営につきましても、現状藤久保公民館と同様の運営方法を検討してございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。

新たな課と、それから担当が増えるわけなのですが、職員定数、これはどう考えていますか。

○議長（細谷光弘君） 総務課長。

○総務課長（池田康幸君） お答えします。

現行のところ、若干の増では考えております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。

若干の増、もっと具体的ににならないですか。

○議長（細谷光弘君） 総務課長。

○総務課長（池田康幸君） なかなか人事案件なので、お答えするのは難しいところではございますが、今の定数に比べると数名の増では考えているところです。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

すみません。議場で聞きにくいので、ここで聞きたいのですけれども、もしこの議案が通った場合に、来年度予算案としては、新しい組織体制で予算は上がってくるわけですよね。非常に分かりにくくなるのですけれども、そこら辺どうやって工夫されるかというのが、考えているかどうかでいいですけれども、これをこのまま出されても比較ができないし、分かりません。そこら辺の配慮をしていただけるのかどうか、どうなのでしょう。

○議長（細谷光弘君） 政策推進室長。

○政策推進室長（石川英治君） お答えします。

今現在、こちら今回12月議会で組織のほうを提案させていただいている部分なのですが、これで3月から組織のほうを改正させていただきます。今現在、新年度予算の策定をしているところでございますが、その中では既存の担当課が今予算として組んでおります。それを4月1日、組織改正とともに組替えをしまして、新たに組替えの下にまとめて、そこの示し方ですよね、そこが非常に分かりにくいというご提案をいただいておりますので、その旨につきましては、財政担当のほうと、また相談をさせていただくようなことでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 総務課長。

○総務課長（池田康幸君） すみません。

先ほど光下議員の質問に対して若干の誤解を生じると困りますので、訂正させていただきますと、定数としては、数名の増を検討しておりますけれども、その数名の増が、そのまま未来創造課に就くということではないというところのご理解でいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 光下議員、大丈夫ですか。

○議員（光下重之君） いいです。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） ないようでしたら、1番の令和8年度行政組織の改正については締めさせていただきます。ご説明ありがとうございました。

暫時休憩します。

（午前10時05分）

---

○議長（細谷光弘君） それでは、再開いたします。

（午前10時06分）

---

◎藤久保地域拠点施設整備等事業変更契約の締結について

○議長（細谷光弘君） 休憩前に引き続きまして、協議事項の2番、藤久保地域拠点施設整備等事業変更契約の締結について、担当課のほうから説明していただきたいと思います。

施設マネジメント課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 引き続き、よろしく願いいたします。

藤久保地域拠点施設整備等事業につきましては、建設費の増加について、昨今の物価上昇に伴い、入札時の建設費に比べて上昇している旨、事業者より報告を受けて、事業者と協議を重ね、6月議会において債務負担行為の設定、また9月議会においては、建設業務の改定についての契約変更締結の議決をいただいたところでございます。

債務負担行為設定の際に、物価上昇に伴う維持管理・運營業務のサービス購入費の増加分も改定指数の暫定値からシミュレーションをした想定値により、見込みとして設定をして、ここで確定値が出ましたけれども、確定値が出て積算した後、維持管理・運營業務のサービス対価改定の変更契約締結については、12月議会に上程させていただき旨をご説明させていただきました。

契約変更の額が確定しましたので、本日は、その変更契約の締結についてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、当課の藤久保地域拠点施設整備準備担当の主幹から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） 施設マネジメント課、郷間でございます。

それでは、町が進めております、藤久保地域拠点施設整備等事業についてご説明申し上げます。本日は12月議会に上程を予定しております、施設開館後の維持管理・運営などの業務に係る部分の価格改定、それとそれに伴う変更契約についてご説明をさせていただきます。いつものとおりモアノートを用いて説明させていただきます。発表者モードを用いて説明いたしますが、今回はページ数が多くないものですから、適宜ご利用いただき、説明を聞いていただければと思っております。

では、資料をめくらさせていただきます。今御覧いただいている資料は、今年5月の全員協議会にてご説明した資料となっております。一部その後完了した部分の網かけを外したりなどの編集をしております。この表並びにこの内容につきましては、これまで何度もご説明させていただいておりますので、細かく説明はいたしません、本日の説明に係る経緯の部分だけ、ここで整理をさせていただきます。

藤久保地域拠点施設整備等事業は、PFI方式により事業を進めておりますが、長期間の事業に際し、事業期間中の物価変動などに対応するため、幾つかのタイミングで経済指標などを参照して事業費の改定を行うこととなっております。

9月議会において建設業務に関する物価変動の影響額に関する変更契約を上程し、議決をいただいたとこ

ろとなっておりますが、同様に維持管理・運營業務に関するサービス価格の変動は、契約書の定めにより、日銀の企業向けサービス価格指数を基にした価格改定を行うこととなっております、その指標を確認する時期、具体的には今年6月となっておりますが、その指数が公表され、指数に基づく改定金額を町及び事業者双方で確認した上で、ここで変更仮契約を締結いたしましたので、変更契約の議案を12月議会上に上程させていただこうと考えております。

資料替わりまして、こちらも同様に5月の全員協議会にてご説明をさせていただいた資料となっております。維持管理・運營業務に関する改定概要となっております。先ほどご説明いたしました、指標によるサービス対価の改定は、維持管理及び運營業務については、各業務に対応する日銀の企業向けサービス価格指数の変動に応じて行うことと契約書に定められているところでございます。

この指標を確認する時期は、毎年6月となっておりますが、当然5月にご説明させていただいたときには、その数値は出ておりませんので、その時点で判明している暫定値によりシミュレーション及び予測というものを行って算出した額をご説明したところでございます。

指数の発表につきましては、対象月の翌月の第18営業日となっております、シミュレーション時点では公表されている3月の指数と、そこまでの推移から6月の指数を想定して改定金額を算出し、ご説明したところでございます。5月の説明時点におきましては、結果として20年間の総額でございますが、約9,700万円、全体金額ベースで約5.8%程度の増額を見込んでいたものとなっております。

特に今回については、初回の改定ということもあり、基準となりますのが、入札時点の令和5年度平均値との差となりますので、金額が大きくなっているところは、ご了承いただきたいと思っております。

資料をめくっていただきまして、こちらがちょっと細かくて申し訳ないのですけれども、前回ご説明後の指数の推移となっております。

グラフ、小さくて申し訳ありません。適宜拡大していただければと思いますが、左側の黒の破線で示しているところがシミュレーション時、右側の破線で示しているところが今回確定時の指数となっております。グラフといたしましては、青のグラフがシミュレーション、オレンジのグラフが実数となっております。

御覧いただければ分かっていたかと思うのですけれども、結果としてシミュレーションと若干乖離した動きが見られるものとなってしまいました。

建築費指数と異なり、指数の動きは各業務様々な要因によって定まるもので、軽々しく解説というものができないところではございますが、報道等によりますと、堅調な経済活動を背景に、物価や人件費の上昇をサービス価格に転嫁する動きが広がったことにより、このような動きとなったというものでございました。

もっとも一番右下の、その他維持管理業務サービス指数のグラフにあるように、その後、急落してシミュレーションを下回るような業種もあったことから、我々のほうで実際の経済活動について予測することが困難であるということは、ご理解いただきたく思っております。

資料をめくっていただきまして、先ほどの表の数値を5月にご説明した表に入れ替えたもの、再計算したのとなっております。

シミュレーションでは、先ほどご説明したとおり、20年間で約9,700万円の増額を想定していたものが、確定値におきましては約1億1,300万円余りとなったもので、当初のご説明より約1,600万円ほど、年単位では約80万円ほど増額となったものでございます。

維持管理・運營業務につきましては、今後も前回改定より3%を超えるような変動が生じた場合には変更を行うこととなっております。

いずれにいたしましても、町では今回のサービス対価の改定に伴う変更契約の議案を12月議会に上程する予定をしておりますので、本日も説明させていただいたところでございます。

1点だけ最後に補足をさせていただきたい事項についてですが、今回PFIということで、長期継続契約となっているため、このような手続となっておりますが、各サービス価格の上昇については、例えば単年度契約のものであったり、従来方式の契約であったとしても、同様に生じるものでございます。

県内他自治体においても、従来方式の業務委託にこのようなスライド状況を反映する、設定する動きがあるなど、適切なサービス対価を支払うことにつきましては、人材確保の観点や適切な業務水準の維持のために必要なことであるというものが広く認識されているところでございます。サービス対価を増額の改定をするということにつきまして、我々発注者側といたしましては、もちろんポジティブなことではございませんが、事業全体を俯瞰しますと、このように一般的に認知されている指数などを用いた改定の方法が定められていることによって、事業者としても適切な給与で安定した人材確保を行うことができ、業務水準を高く保持できることから、価格の改定についてご理解をいただきたく考えております。

以上で12月議会に上程を予定おります、藤久保地域拠点施設整備等事業の変更契約についての説明を終了いたします。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

それでは、こちらも議案なので、説明の分からない部分について質問していただければと思いますが、ご意見、ご質問ございますか。大丈夫ですか。

一応契約書のとおりということで、決まった日銀のほうの数値に対応したアップというところだとは思いますが、大丈夫でしょうか。

光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。

来年の9月、業務が始まるということなのですけれども、その間にまだ9か月ぐらいあるわけなのですけれども、10か月ぐらいあるわけなのですが、その間にまた3%以上の変動があったら、また契約替えするのですか。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） 郷間です。お答えさせていただきます。

今ご質問いただいたとおり、契約書の定めにより、前回改定時、毎年というか、前回改定したときより、サービスの指数が3%以上増、もしくは減の場合もあるのですけれども、増減した場合には協議の上、変更契約を行うことというふうに定められております。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 光下議員。

○議員（光下重之君） 前回という言葉が使われましたけれども、例えば半年の間にとか、具体的にはどうなのですか。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） お答えさせていただきます。

契約書の定めによりまして、毎年6月のサービス価格指数を算出することとなっておりますので、増えたかどうかを判断する基準が毎年6月の指数でもって判断することとなっております。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） なければ、この件については締めさせていただきますと思います。ご説明ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前10時18分）

---

○議長（細谷光弘君） それでは、再開します。

（午前10時20分）

---

#### ◎（仮称）地域活性化発信交流拠点の進捗状況報告

○議長（細谷光弘君） 協議事項の3番、（仮称）地域活性化発信交流拠点の進捗状況報告につきまして、担当からお願いしたいと思います。

総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） よろしく申し上げます。

地域活性化発信交流拠点につきましては、6月12日の全員協議会にてパブリックコメントでいただいた基本計画に対するご意見、今年度の進め方などについてご報告いたしました。

本日は、整備計画検討委員会での検討内容を中心に、現在、道の駅に関する進捗状況について、資料に基づきご説明をさせていただきます。

それでは、資料の説明のほうは古寺主幹のほうからさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（細谷光弘君） 古寺主幹。

○道路交通課主幹（古寺克行君） 道路交通課の古寺と申します。私のほうから資料に基づいて説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、資料の1ページになります。こちら前提条件の整理・整備方針の検討のページになります。本拠点の前提条件としまして、三芳PA下り線側付近の土地の諸条件を整理しております。市街化調整区域、農業振興地域内農用地区域、埋蔵文化財包蔵地などの法規制に考慮するとともに、緑化の開発基準としまして、埼玉県緑化計画や三芳町開発指導要綱の緑化基準を遵守する必要があります。

また、ページ右側ですが、道の駅の登録要件としまして、24時間利用可能な駐車場、トイレ、子育て応援施設を備えた休憩機能、また情報発信機能や地域連携機能などの要件を記載しております。

さらに、防災道の駅につきましては、埼玉県が策定する地域防災計画及び新広域道路交通計画に位置づけられていることや、災害時に求められる機能に応じて施設体制が整っていることとしまして、一定のハード面の整備が必要となります。

続きまして、2ページ目、想定される整備方針を御覧ください。先ほどの前提条件を踏まえまして、三芳PAと隣接した立地に予定していますことから、本拠点の整備方針としまして、道の駅を単独で整備する場合と三芳PAと連結をして整備する場合で検討を行いました。

ここでいう連結とは、三芳PAに訪れた高速道路の利用者が三芳PA側から直接道の駅に行き来できるようにする状態を指します。

よって、連結しない場合は、高速道路利用者は1度スマートインターチェンジを降りてから道の駅を利用するものとなります。

こちら方針4つのパターンがございます。

方針1は、連結をしないで道の駅を単独で整備するパターンとなります。

方針2は、方針1と同様の道の駅を整備するものですが、それに加えて三芳PAと連結をするパターンとなります。連結の際には、三芳PAの利用者用の駐車スペースの確保と誘導路を別途整備する必要があります。また、連結料というものをNEXCO東日本に支払う必要が生じます。

次に、方針3ですが、こちらは駐車場のみを整備するパターンとなります。こちらは上り線三芳PAのように三芳PA施設内に一部飲食施設、物販施設にみよし野菜などを取り扱っていただくPAのリニューアルを行っていただいて、地域の方が外部から利用することを想定したパターンとなります。ただし、PA施設はNEXCO東日本の事業となることから、道の駅の要件は満たさないものとなります。

最後に、方針4となります。方針4は、道の駅単独整備ですが、導入機能を選択したパターンとなります。こちらは三芳PAにある既存の飲食機能や物販機能は道の駅には設けずに、三芳PAには含まれない機能のみを整備するもので、方針1の機能縮小版といったイメージとなります。

道の駅としましては、ミュージアムですとか、直売所などを整備することで、地域振興機能を有し、道の駅の要件を満たすことを前提としております。

続いて、3ページを御覧ください。4つの方針に対して収益性の比較を行いました。入り込み客数については、交通量モデルによりまして、交通量や埼玉県内の道の駅の入り込み客数などを参考にしまして算出しております。

まず、方針1につきまして、こちら道の駅の想定入り込み客数は約52万人という試算となりまして、こちらに基づいた想定売上高は約3.6億円を見込んでおります。こちらに原価ですとか、一般管理費を差し引いた全体の営業利益が約2,000万円強の黒字という結果となっております。

続いて、方針2は、三芳PAと連結をすることによるパターンでございますが、こちら連結をすることによる入り込み客数の増加係数を方針1の2倍と設定しまして、こちら入り込み客数想定売上高、こちら原価及び一般管理費は全て方針1の2倍の数値となっております。ただし、三芳PAと連結するためには、NEXCO東日本に対し連結料というものが発生いたします。連結料の対象となる区域は、道の駅の規模から1平米当たりの単価約4,000円なのですけれども、そちらを掛けた約6,000万円が毎年発生する見込みであり、全体の営業利益としては赤字という結果となります。

続いて、方針3につきましては、三芳PAの施設に機能を委ねることから、三芳町の収支はゼロと設定しております。

方針4は、方針1の機能縮小版として物販、飲食の売上高はございませんが、こちら原価率の高めな直売

所を主な収入とすることから、方針4につきましても営業利益は赤字となっております。

続いて、4ページを御覧ください。以上のことから、整備方針としましては、三芳PAとの連結につきましましては、方針1から方針4まで比較検討をした結果、一番重要な要素でございます収益性を踏まえまして、方針1の道の駅単独整備としまして、三芳PAとの連結は今回行わない方針とすることとしました。

また、右側ですが、地域活性化と交流の情報発信をコンセプトとしまして、世界農業遺産をPRするために、より発信力のある道の駅を目指していくこと、また激甚化している自然災害に備え、地域の強靱化を図り、安全安心な暮らしを実現するため「防災道の駅」を目指すことも整備方針としてまいります。

続いて、5ページ目を御覧ください。こちらサウンディング調査になります。昨今の道の駅は第3ステージに入りまして、観光・防災など、地方創生に向けた取組が官民連携で進められております。

そこで、多様なノウハウ・手法を持つ民間事業者が有する柔軟なアイデアを模索するためにサウンディング調査を実施いたしました。

サウンディング調査の概要につきましては、調査対象を本事業における設計・建設・運営・維持管理等に意見・提案がある参加意欲のある事業者としておりまして、調査内容は、現段階の計画に関する意見、事業への興味関心、事業者との連携・運営、希望する事業スキーム等についてヒアリングを行いました。

サウンディング対象事業者は、道の駅のSPC運営会社、テナントとして参入する会社、SPCの構成会社、その他農のミュージアム関係の計11社から行いました。

結果のまとめといたしましては、インパクトのある施設や平日休日問わず利用者が見込める配置にすることが望ましい。また、多くの事業者より子育て関連施設の導入は必要との意見がございました。

また、事業参画につきましては、全ての事業者から参画意向が示されました。

ミュージアムにつきましては、世界農業遺産の発信だけに限らず、関連する農産物等への購買意欲を高め、飲食施設、物販施設への来訪につなげるストーリー性を持たせることが重要、また付加価値を持たせるようなミュージアムの配置検討をすることが集客力の向上につながるなどの意見をいただきました。

続きまして、6ページ目の配置計画図となります。こちら道の駅の整備方法につきましては、接続する道路の種類に応じて道路管理者と市町村等で整備する一体型と、市町村で全てを整備する単独型の2種類がございます。本拠点は、接続先が町道となるため、単独型での整備となります。

下の図が配置計画図となりまして、赤枠が道の駅の事業区域となりまして、大きさが約2.87ヘクタールとなっております。そのうち青線で囲まれた灰色の区域が道路区域となり、約1.7ヘクタールとなります。

道路区域の範囲につきましては、右上の道の駅「高田松原」の例によりまして、管理区分をご参照いただきたいのですが、道の駅の場合は、一般的な道路部分だけでなく、駐車場も含めた範囲を道路区域として指定することが一般的となります。

そのため、本事業においても駐車場や道の駅の駐車場に降った雨水などをためることとなる調整池までを道路区域として指定する予定となっております。

続きまして、7ページ目が全体の計画図となります。まず、出入口ですが、敷地の西側に配置しましてスマートインターチェンジの出入口から距離を取ることで混雑時の渋滞長を確保しております。

また、出入口①、②の2つ設け、幹線13号線側から来た来場者は主に①、スマートインターチェンジ側から来た来場者は主に②の進入ルートとすることで、来場者がふくそうしない動線としております。

駐車台数につきましては、小型車が160台、大型車が17台を確保しております。

地域振興施設につきましては、駐車場側からも三芳PA側からも立ち寄りやすい配置としており、地域振興施設（1）のほうは道の駅の機能である24時間使えるトイレや情報コーナーなどの休憩機能や飲食、物販機能を導入予定となっております。

地域振興施設（2）には、三芳町の独自性を打ち出す世界農業遺産をはじめとする農のミュージアムを導入する予定です。また、農のミュージアムの周りには雑木林を配置しまして、武蔵野の雑木林を身近に感じられる空間演出を行います。また、防災道の駅も視野に入れまして、防災倉庫や防災用井戸などの配置も予定しております。

続いて、8ページ目が、こちら地域振興施設（1）の計画平面図となります。赤枠のトイレ、ベビーコーナー、情報コーナーが24時間使える休憩施設となります。

また、サウンディング調査の結果にて、子育て世代向けの施設の需要が高かったことから、キッズスペースを確保しております。

図面の右側には、収益が見込める物販施設、飲食施設、こちらを一体的につなげることで、施設全体の収益向上を図ります。

続いて、9ページ目が、地域振興施設（2）の計画平面図となります。こちらは「農」と「健康」、そして「文化と歴史」を体感するミュージアムとしまして、地域振興施設（2）とは別棟として設置いたしまして、三芳町の文化・歴史・農業の魅力の価値をより深く体感できる場を提供いたします。

1階にはインビテーションセンターや没入型シアターを配置しまして、直感的、視覚的に落ち葉堆肥農法などの世界農業遺産を体感できます。

2階では、没入型シアターからのストーリーを引き継ぎまして、町の文化・歴史・農業の歴史等を体感できる空間を提供いたします。また、小中学生や農業関係者などの活動を促しまして、世界農業遺産などの研究室として活用できる多目的室を設けます。

さらに、隣接した雑木林も活用しながら、屋内外で町の文化・歴史などを体験できる空間演出も想定しております。こちらはただし、この計画図はあくまで案でございまして、今後参入事業者のご提案等により変更になることがございます。

続きまして、10ページ目、こちら事業手法の比較となります。こちらは公設公営、公設民営、民設民営で比較検討を行いました。

公設公営の場合は、公共直営となるため、町の方針、事業意図を事業に反映しやすいというメリットがございます。

公設民営の場合は、ランニングコストに民間ノウハウが発揮されるため、ランニングコストの縮減が期待できます。

民設民営の場合は、設計・施工・管理の一括発注となるため、イニシャルコスト、ランニングコストの縮減が期待できます。

おのこのちらメリット、デメリットはございますが、総合評価的に最も高く、イニシャルコスト、ランニングコスト両方に縮減効果が期待できる民設民営のDBO方式、もしくはPFI（BTO方式）が望ましいと考えられます。

続いて、11ページが民設民営のDBO方式とPFI（BTO方式）の比較検討になります。資金調達の間では、DBO方式は町による調達となり、町債の活用により民間からの資金調達よりも低金利が期待されま

す。一方、PFI（BTO方式）では、民間による資金調達となりまして、町債よりも金利は高くなるものの、町から事業者への支払いは初期投資、管理運営費の合計金額を事業機関で平準化した支払いが可能となりまして、町の予算の平準化が期待できます。

続いて、補助金等の活用では、DBO方式では、町が支出する整備費への補助金等の活用が可能となり、町の財政負担が抑えられます。PFI（BTO方式）でも補助金の活用は可能でございますが、その場合、整備の出来高に応じた町の支出が必要となるため、町の予算の平準化の効果は薄れるものとなります。以上のことから、低金利での資金調達が期待でき、また国の補助金等の活用がしやすい点を踏まえまして、DB方式の導入が最も望ましいと考えられます。

最後に、12ページになりますが、こちら事業採算性・概算事業費等になります。事業採算性につきましては、第2回検討委員会にて行いました収支分析により、年間約2,000万円程度の利益が見込まれる試算となっております。

こちらは来月12月に開催予定の第4回検討委員会までに年間の入り込み客数ですとか、一般管理費についての精度を高めた検討を行ってまいりまして、第4回検討委員会に報告する予定となっております。また、今回の配置計画（案）を踏まえまして、概算事業費の精査を行っているところです。

最後に、整備効果ですが、こちら道の駅の整備効果としましては、観光資源の知名度の向上、暮らしやすさの向上、子育て環境の充実などの社会的効果や雇用の創出、地場産業の促進、産業の活性化などの経済的効果も考えられます。

これらの整備効果につきましても、現在検討を行っておりまして、12月開催予定の第4回検討委員会に報告する予定となっております。

資料の説明は以上となります。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

1時間が過ぎましたので、ここで休憩を取りたいと思います。

（午前10時41分）

---

○議長（細谷光弘君） それでは、再開させていただきたいと思います。

（午前10時50分）

---

○議長（細谷光弘君） 今のご説明に対しまして質問がある方は挙手をお願いいたします。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。ご説明ありがとうございました。

6月の全協での説明のときには一体型整備案と分担型整備案ということで、ご説明いただいたのですが、その案については、今回説明はなかったのですが、どのようになっているか、教えていただければと思います。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

6月のときに分担案と一体整備案のほうを説明させていただきまして、分担案にした場合はスマートインターの隣に今回の道の駅を造り、上富地域拠点のほうにつきましては、学校設置条例の変更がなされた後にまた再度基本計画から考え直しますということで、説明させていただきまして、今回はスマートインターの隣接拠点のほうの道の駅のほうについての説明となります。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 林議員。

○議員（林 善美君） 分かりました。ありがとうございました。

検討を重ねられて、道の駅や防災道の駅としての要件をしっかりと整理されていて、補助金なども検討されているし、今よく問題になっている、女子トイレの広さ、行列になるということも、よく報道で見たりするので、しっかり計画を進められているので、とても心強く思いました。感想です。

○議長（細谷光弘君） 質問がある方お願いします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

年間約2,000万円の利益があるというところは分かったのですが、逆に町のほうの、2か所造る予定の今回は1か所だけですけれども、2か所、町としての支出の総額というのは、まず30億円から50億円ぐらいというふうに言われていましたけれども、実際に総額はどのくらいになるのか、お伺いします。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

事業費のほうにつきましては、現在、この新しくつくっている、最新の計画に基づいて算出をしているところなのですが、基本計画時の分担案のときには、用地費を除き約25億円程度というふうになっておりましたので、それに加えて用地費などや、あと設計費などを加えたものが、規模として、今回のこの道の駅に関する事業費になると考えております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、ごめんなさい。用地費、それらを全部含めると、大体どのくらいなのか、お伺いしているのですけれども。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

およそ整備としては25億円プラス用地費というところになります。用地費のほうは、単価のほうの設定がこれからになりますので、ちょっと分からないような状況ですが、なので、またこの25億円というところも今回の広さのほうで、例えば緑地率を含めて、25%の緑地率を設けたりして、2.5ヘクタールから2.87ヘクタールと少し増えておりますので、その辺りも含めて、今後事業費のほうの精査をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 用地費のほうも大体は概略、面積が分かっているわけですから、ある程度は分かると思うのです。総合的にどのくらいになるか。もちろん、これは実際には、まだまだこれからですので、概略でいいので、あのときああ言ったということではなくて、概略でいいので、数字を示していただきたいのですが。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） 概略で申し上げますと、仮に例えば2.87ヘクタールで20億円だとすれば、25億円プラス20億円の45億円になります。まだ全体のほうは、まだちょっと分かりませんがというような形の計算になります。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

長野議員。

○議員（長野真寿美君） 長野です。ご説明ありがとうございます。

こちらの想定入り込み客数とか、こちらの営業利益についてなのですが、こちらの見込みについては、何年間ぐらいを見込んでの営業利益とか、入り込みなのでしょうか。

最初は確かにいいと思うのですが、年を減るにつれて、やはりほかの道の駅なんかを見ていると、だんだん少なくなっていくのが情報として入ってくるのですが、どのぐらいの年数を見込んでの、こちらの指数を出されたのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

こちらのモデルでの52万人につきましては、交通量モデルといひまして、その道の駅に一番近いところのメインとなる道路の交通量から、どのくらい入ってくるのかということに基づいた想定のものになります。

一方、この整備検討会のほうでは、埼玉県内の道の駅というのがございまして、その埼玉県内の道の駅が、いろいろな年数がたつての道の駅があるのですけれども、何万人ぐらい来ていて、そのアクセス道路となっている交通量が、このぐらいだというのがありまして、その分布から、大体このぐらいの交通量であれば、このぐらいの人数が来るということを考えているのですけれども、今までの、ほかのところの事例からの入り込み客でも、およそ大体52万人程度というふうに予測は出ておりますので、恐らく将来的に52万人ぐらいは来るだろうということで考えてございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ご説明ありがとうございます。

2,000万円の営業利益が出るということですが、行政の出す数字って、間々過大なことがよくあるのですけれども、その想定どおりの入り込み客数だの、売上げだとして2,000万円の利益が出たところで、この何十億円という経費、設置までの経費、それから長野議員からもお話がありましたけれども、何年かたてば、またリニューアしたりとか、あるいは施設の修繕など、また経費がかかってくるわけですから、

それを考えると、全く採算が、長期的に見て採算は取れないと思うのですけれども、その点どのようにお考えなのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

現在の営業利益の試算で2,000万円というふうにさせていただいておりますけれども、ここから多分町の中に何%か入ってくると仮定しましたときに、例えばその入ってきた、町のほうに納められたお金のほうを修繕費のほうに回す、積立金として貯蓄をしておくとかという方法が考えられますので、そういった形で、この利益のほうの一部を活用してまいりたいと考えているところです。

○議長（細谷光弘君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ですから、利益が出たとして、ただ初期費用だけでも何十億円というふうにかかるわけで、その投資が回収できないのではないかというふうに言っているのですけれども、その点どうなのでしょう。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） おっしゃるとおり何年次にどのような更新が必要になるのかというところの試算のほうは、まだ行っていませんので、この利益に対して、それが十分足りるかということについては、まだこれからの検討となるところでございます。

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

まず、ちょっと今回見させていただいて、今、本名議員から話があったように、私も収益的に2,000万円しか今の時点でも見込めないのであれば、正直なところ、やる必要性というのが、あまり感じられない。リスクを考えたら、逆にやるべきものなのかなというふうに正直今感じています。

それと、防災道の駅というのが、以前の総合調整幹からもそのようなお話があって、実際に議会のほうで防災道の駅と認定された施設というのを視察に行ったことがあるのですけれども、その後、防災道の駅に認定されるには、やはり多少のハードルがあるではないですか。

そこで、実際に三芳町として、防災道の駅に認定されるのは難しいという話がいっとき出ていた時期があったのです。私も一般質問させていただいた経緯もあるのですけれども、ただ駐車場の平米数の確保だとか、あと水の確保だとか、いろいろと幾つかクリアができれば、防災道の駅の申請をされて認定されることも可能なのかなというふうには思うのですけれども、実際今の設計案というのを今日ちょっと見させていただいて、防災道の駅というふうにならわっている割には、正直なところ、調整池というのが水の確保になっていくのかなというふうに思うのですけれども、駐車場を広く取っていて、あとは普通の三芳町にあるような防災倉庫ぐらいしか、ちょっと見られないのです。

防災道の駅というふうに本当に強調していくのであれば、例えばですけれども、やはり総務常任委員会で視察に行ったところなんていうのは、貯水タンクを設けて飲み水として活用できるようなタンクを設置しているような自治体もあったのですけれども、そういったのをしっかり計画案に入れて、災害時に、この道の駅が強い施設だということをもうちょっと見せていただければ、この造る必要性、災害時にここが生きてくるといふようなところも理解ができるのですけれども、ちょっとこれだけだと、正直、この立地で造る

必要性というのがあるのかなというふう感じたのです。その辺どのように捉えているか、お伺いしていいですか。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

防災道の駅につきましては、要件だけを考えますと、この今の計画案のほうでも確かにクリアできる可能性はあると考えているのですが、今、議員のほうから提案がありましたとおり、貯水タンクを設けたりですとか、そういったもう少し防災のほうに対応できるものについても、今後の検討の中で少し考えていきたいと思っております。

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

そうですね。というのは、さっきもちょっと立地のことを述べさせていただいたのですけれども、何でもかという、サービスエリアがやはり横にあるではないですか。この設計案を見ると、サービスエリアと同じような施設、はっきり言ってキッズスペースだとか、あと情報ステーションというのですか、こういう機能だとかというのは、これはサービスエリアにもあるものなので、あえて道の駅を、この場所に造る必要というのが正直感じられないのです。

他自治体なんかを見ても、ではインターチェンジのそばに道の駅というのは必ず設置しなくてはいけないのかといたら、そうではないではないですか。というのを考えたら、サービスエリアがあるわけだから、逆にサービスエリアから離れたところの選択というのも考えてよかったのではないのかなというふうに思うのですけれども、あえてここの場所に設置したというのは、災害として関越自動車道が通っているので、そういった利点を生かしての立地案なのかなというふうに思っていたのですけれども、どうもちょっと話を聞いていると、今回連絡通路というのか、というのも設けないという話の選択で、これから協議を進めていくという話もあったので、あえてこの場所に建設をしていかななくてはいけない、協議を進めていかななくてはならないというふうに決められた理由というのをちょっと教えていただければなど。協議されていないのであれば、最初からここありきで、ここ1点で話し合ったのであれば、それでも結構なのですけれども、そのちょっと返答というのをいただいてよろしいでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） この場所につきましては、地域活性化発信交流拠点というところで、これまでいろいろな政策研究所とかの検討を進めてきた中で、ここが望ましいというところで進められてきたところの中の検討の一部として、ここに計画のほうを検討していると認識しております。

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○議員（久保健二君） その辺は、私も理解しているのですけれども、ただ今、先ほども申し上げたとおりサービスエリアがあるわけですよね。どこまでの集客というか、どういったターゲットで、ここの立地を選んでいるのか分からないのですけれども、恐らくですけれども、高速道路利用者というのは、最初は物珍しきで来る方はいても、リピーターというのは、ほとんどこれは見込めないのかなという気がします。というのは、同じような施設で、あえて降りる必要もないし、なおかつ連絡路というのを設けないのであれば、なおさらですよね。

そうすると、これはターゲット層をどこに置いて、ここの立地を選んでいるのか。また、この施設自体を造ろうとしているのかというのが、ちょっと見えてこないのです。そこら辺の返答というか、回答をいただければと思います。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） 立地につきましては、やはりまず道の駅にアクセスしやすさということを考えますと、インターからやはり近いというところは1つ大きな利点になると考えております。

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 高速を降りた人たちをターゲットにしているという今の答弁だと、そういうふうにとれるのですね、インターのそばに設けるということは。なのですけれども、これは下り線ではないですか。そうなってくると、距離が短いところで降りられる方というのは、そこまで望めないし、降りた方をターゲットにするというのが、またちょっと違ってくるのかなと思うので、もし本当に多額な予算をこれから使って施設を造ろうとしているのであれば、そこら辺の検討というのが、もう少しこれは必要だったのかなと思うのです。

4案、今日もこうやって示していただいている、大変参考にはなるのですけれども、一番上を選んだ理由というのもあるですし、その後PFIとか、DBOで検討されているみたいですが、どういったところを町として民間、民設民営をまた今回も導入しようとしているのか。

前もちょっと私個人的な意見として挙げさせていただいたのですけれども、PFIとか、もし今回も取り入れるのであれば、やはり町の持ち出しというのを極力抑えた形で、建設費も含めてですけれども、施設造りから運営まで、民間のほうでやっていただくような形を取れば、もう少し費用というのを抑えられるのかなというふうに思うのですけれども、また今回も、そういった民間のほうのあれで、支払い方式も含めてやろうとしているところの考えというのをすみません。お伺いできればと思います。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） 今回、民設民営のほう望ましいとしておりますけれども、その理由としましては、例えば先ほどの利益の2,000万円のところの考え方なのですけれども、今、我々では想定売上高3億5,000万円というふうに考えております。それはあくまでも客の単価ですとか、一般的なものをつくって、この金額を考えております。

原価のほうも一般的な原価率というところで、今、大体これは計算式だと65%ぐらいになっているのですけれども、それはこちらの役所側の試算であって、そこが例えば民間事業者によって、もっと原価を抑えられますよですとか、あと一般管理費のほうも抑えられるってところの考え方が出てくれば、この利益のほうも上がっていくというふうに考えられます。

今、利益のほうで想定売上げの30%を一般管理費としておりますけれども、そうしますと、原価率65%の一般管理費30%なので、95%はほとんど何かしらに消えてしまうというところなのですけれども、結果的に残る利益は5%程度というところですが、そこが民間のアイデアを活用することによって、6、7、8と上がってくるというようなことを期待しているところでございます。

同様に建物の中のほうにつきましても、今回案のほうは示させていただいたのですけれども、これはあくまでも今の案でありまして、もっと例えばコンパクトに収益が見込めるような形の提案があれば、そのよう

な形に変更になるというところも民間、民設民営にするメリットというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○議員（久保健二君） まだこれから協議を進めていく事業なので、この辺にさせていただきますけれども、これから協議を進めていくからこそなのですけれども、やはり先ほどから申し上げている立地も含めて、あとこの施設の内容ですよね。サービスエリアと同じようなものをここに造って、果たして集客が望めるのかというのと、先ほどから、ほかの議員からも話が出ていますように、やはり最初は物珍しさで訪れてくれる方たちはいても、やはり施設の内容によっては、ほとんど日中は集客が望めていないような施設というのは、これは3割から4割あると聞いていますので、そうならないような今後の協議、必要か否かも含めての協議をしていただければなというふうに思います。

○議長（細谷光弘君） 質問ではなくて大丈夫ですか。

○議員（久保健二君） はい。

○議長（細谷光弘君） 光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。

第3回検討会議を傍聴したときに出された、7ページを見て言っているのですけれども、そのときに委員の方から、交通渋滞を起こしたら、もう敬遠されて客が来なくなるということ、かなり強く言う人がいて、渋滞対策というのは、やはり大事なのだから感じたのですけれども、その結果なのですか。幹線13号線1本で出入りをするというような計画になったかなというふうに思うのですけれども、そこら辺は、事実関係はどうですか。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

アクセスにつきましては、この7ページでいきますと、左上に幹線13号線がございまして、またこの右下のほうに上富69号線というところからもアクセスができますし、あとスマートインターのほうからもアクセスができますので、この幹線13号線だけがアクセス路というわけではございません。

また、出入口①と②ということで、2つ設けておりまして、この理由としましては、幹線13号線側から来た車については、出入口①のほうに回っていくような動線を考えてございます。逆に69号線ですとか、スマートインター側から来たものについては、この出入口②のほうに入っていくことを考えてございまして、この出入口②に入るところには結構長い道路を設けているのですけれども、ここを渋滞したときの滞留長として考えているところでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 光下議員。

○議員（光下重之君） 分かりました。

変わっていないということなのですけれども、いずれにしてもこの滞留部分を長く取ったということは、相当混雑をするだろうということが考えられる。それは立地からいって解消されていない印象なのですけれども、そうすると、これは時間帯によるのですけれども、多福寺交差点を中心にして相当混むというような

状況があるので、大変なことになる時間帯もあるだろうなというふうに見るわけなのですけれども、それはそれで終わりにして、さっき説明をいただいた、最後の12ページのところなのですけれども、先ほど来ていますように入り込み客数が52万人ということで、それで想定の上高が直売所と物販で2億5,000万円ぐらいなのです。これは近隣の似たような物販、直販所を見ると、何か志が小さいというか、小さいなという感じがするのです。

これで経営状況を出して2,000万幾らしかないわけなのですけれども、これでやれるのかって大いに疑問を私持つのです。ですから、こういう状態なのですよということを検討会議に提案されてきたし、今度も提案されるわけなのですけれども、何かパーキングエリアの隣に立地しているのに、パーキングエリアの客は連結できないと、自動車を止めて歩いてきてくれと、こういう話ですから、何か違うよなど。この計画、違うよという感じがしてならないのです。それは私の感想ですから、どう思いますかって聞きたいところなのですけれども、質疑をしなくてはいけないから、質疑させていただきましても、そう思いませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

ちょっと3点ほどお聞きしたいのですけれども、利益のうち町のほうに収入として入るのは、このうちの何%なのか。100%なのか、それとも10%、20%なのか、まずお伺いします。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

町へ入ってくる想定額なのですけれども、幾つかパターンがございまして、売上げに対して何%を納めてくださいというパターンと、利益に対して何%を納めてくださいというパターンがございまして。その辺は、ちょっと決めてはいないのですけれども、例えば今この営業利益に対して3、4割納めてくださいということであれば、30%であれば約6,000万円ぐらい、40%であれば8,000万円ぐらいとなります。逆に一方、売上げに対して1%程度納めてくださいということであれば、3億5,000万円に対してなので、350万円ぐらいというような形で、ちょっとどこに、何に対して何%で、それによって異なってくるということになります。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 利益のほうがなのかなと思うのですけれども、やはり民間の企業だって利益を上げたいですから、先ほど30%、40%って言いましたけれども、私はもうちょっとパーセントよりは低いかなと思ったのですけれども、最低30、40は、それは最低線なのではないでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） すみません。お答えします。

先ほど言っていました30%、40%は仮定ですので、全く根拠はない数字なので、そうなるかどうかは、まだ分からないということで、補足させていただきます。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） すみません。利益としてのときだと10%、20%もあり得るのかなと思うのですけれども、2番目の質問として、町長は、これを推進していますけれども、赤字のとき、そのときはどうい

ふうに考えているのか。そこまで考えておくべきだと思いますが、その辺はどのようなふうに向っているか、お伺いします。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

一応今回民設民営という手法を選んでいるところには、やはりそういうところの意図もございまして、例えば赤字になってしまったという原因が、例えばお客さんが少ないという問題なのか、それともお客さんは来るのだけれども、物を買ってくれないという原因があるのか、いろいろ分かれてくると思いますので、それによって施策が、どういう対応が取れるのかというところは、受注された民間のほうと一緒に考えながら、この対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 完成した後、全部全てを任せるのではなくて、町も関与しながら、そしてもし赤字で困っているということであれば、また町が支出する可能性も出てくるわけですね。その完成した後も町が関与していくということになるわけですね。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

道の駅の建物自体は、町のものとなりますので、その運営については、民間事業者のほうに任せるところでございますけれども、やはり町のほうが運営なりに全て関与していくということで考えてございます。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最後に、実際に完成したときに町のPRをしていきたい施設もありますよね。世界農業遺産になっているので、PRをしたいということもありますけれども、そうすると、やはり通信費とか、それからPRのものとか入れたりしますよね。そういったことも町の支出額にずっと続いていくのではないかと思います。その辺は、やはり町の支出でやっていくということになるのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

特に例えば先ほど示しましたミュージアムのほうの、例えば展示物についてもあるのですけれども、例えば中身をリニューアルしようとしたときにお金は確かにかかるのですけれども、その内容を、一応今回民設民営のほうで考えておりますので、一応運営の一環として、民営の事業者のほうに内容を考えていただくことで考えておりますが、その協議の中で、例えばお金がかかっても、例えば入場費を取ってでも、少し高くしたいというようなところもあれば、そういうふうを考えますし、例えば逆にお金をかけずに、このぐらいのことをしたいのですけれどもといったところで、その民間のほうの考え方を取り入れながら、なるべく支出を抑えた上で、町のPRが、効果が高いところと一緒に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、お答えからすると、そういった町のPRなわけですから、当然会社と相談はするけれども、やはりそれを、支出を、町が要求されたならば、要求された金額に基づいて町の支出も、その後、完成後も支出もあり得るということですね。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

その後の町の支出が全く運営費としてゼロということであるかということは、そこは確かにお約束できないところではございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

想定売上げの2,000万円のうち何%かが町に入るという想定なのですけれども、その町に幾ら入るかという幅が、ちょっと今のお答えだと、かなり広過ぎて、修繕費の見通しが立たないと思うのですけれども、数%とかだと賄い切れないと思うのですけれども、その辺りは、見込みはどうなのでしょう。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

確かにおっしゃるとおり、この2,000万円に対しての営業利益のうちから数%というところをもし納めていった場合ですと、それだけをもって修繕費全部を賄うということはできないかと思えますけれども、一応この建物自体は町の建物として、この庁舎と同じような扱いになりますので、その町全体としての修繕計画の中に取り込まれていくのかなというふうにも考えているところでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

今、想定されている設計図とかがあるので、施設の内容がおよそ決まっているのであれば、長期修繕計画とかも、およそ想定できると思うのですけれども、将来的に町から幾ら持ち出すつもりなのか、ランニングコストの見通しなどはどうなのでしょう。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

今、見込んでおりますところのランニングコストとしては、この一般管理費というところで、運営としたところのランニングコストのほうは見込んでいるところでございますが、ちょっとその施設の規模が、どういうふうになるかというところは、この後、事業者が決まって基本計画というところにならないと、この建物の細かい仕様とかがまだ決まっておりませんので、そこまでの修繕に幾ら必要なかというところまでは今は見込んでいない状況となっております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 現時点で算出が難しいということなのですけれども、そうすると、町にとってオーバースペックにならないとか、そういった心配があるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） 今いただいたとおり、どのぐらいのものがかるのかということも検討の一部として少し検討してまいりたいと考えております。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございました。

スケジュール的な部分をお伺いしたいのですが、検討委員会のほう、第4回目が12月にあるというお話があったと思いますけれども、それも含めて、今後の交流拠点はどう進んでいくのかということと、あと議会が関わるタイミングとか、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（細谷光弘君） 総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

今後の予定についてなのですが、整備計画のほうは、一応今年度中の策定を目標としてございます。

また、議会への関係ですが、予算としましては、例えば今回この事業手法として民設民営のDBO方式が望ましいということになりましたので、この方式を採用する場合にはアドバイザリー業務という業務のほうを発注することが必要になるのですが、その予算のほうを12月の議会のほうに要望していくということで考えてございます。

そのほかは、今度は、その後に民設民営のほうの民間事業者のほうを募集することになるのですが、その契約の前には、やはりこの契約者の方と、このぐらいの金額で締結を結びますということは議会案件になるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（細谷光弘君） ないようでしたら、私からちょっと1つお聞きしたいのですが、この12ページの原価合計というところなのですが、こちらに12ページ、一番最後のページの原価合計というところの原価というのは、この売上げに対する原価ですが、何を含んでいる、建物も含んでいるのですか。

総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） お答えします。

これの原価についてなのですが、例えば物販でしたら、お菓子のものでしたら、お菓子の原価といえますか、そういう建物の原価ということではなく、提供するものについての原価率というふうになります。

○議長（細谷光弘君） そうですね。

○総合調整幹（神森友秀君） はい。

○議長（細谷光弘君） ですから、結局、先ほどお話にあったように建物が例えば25億円で、土地が25億円とすると、50億円ですね。50億円を50年で計算して、1年、例えば1億円という計算をすると、1億円から2,000万円を引くと毎年8,000万円赤字、土地と建物を含めると、毎年8,000万円赤字で、なおかつその中から補助金がもしもらえれば、仮に50億円とすると、そこから減っていくという、そういう理解でよろしいですか。

総合調整幹。

○総合調整幹（神森友秀君） おっしゃるとおりです。原価率の中には建物の減価償却分とかは含んでおりませんので、今おっしゃったような形になります。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

それでは、3番の（仮称）地域活性化発信交流拠点の進捗状況報告につきましては、以上で締めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細谷光弘君） 暫時休憩します。

（午前11時26分）

---

○議長（細谷光弘君） それでは、再開いたします。

（午前11時27分）

---

#### ◎総務常任委員会

○議長（細谷光弘君） 協議事項については終了いたしましたので、4番の報告事項ということで、まずは1番の総務常任委員会のほうから委員長、お願いします。

○総務常任委員長（久保健二君） 皆さん、長時間にわたっての説明、また質疑、お疲れさまです。総務常任委員会から1点、2点、何点かご説明させていただきます。

まず、モアノートのほうで、地震避難訓練の進行表のほうを今回掲載させていただいたので、御覧になっていただければというふうに思います。

9月定例会におきまして地震発生時の避難訓練というのを、この進行表を基に、皆さんにご協力いただいたわけなのですが、やはり毎回ではあるのですが、進行表どおりに進められなかったというところがありまして、委員会のほうで、その後検証させていただいた結果、見直しも含めて、このような形で、また進行表のほうを作成させていただきました。

まず、修正点といたしましては、議長の行動のところの一番下になるのですが、避難開始のところになるのですが、今までは、これは再開後に全て発言というのをしていたのですが、これは発令前に議場で、今回たまたまですが、議場に残っている人数が足りないことによって議会が成立しなかったというところがありましたので、まずこのような発言、「ただいま議場に参集しております議員は、何名」というのと「定足数に達していることを確認」というのを議長のほうでしていただきます。その後、再開をしていただいて、今までの流れということで、この後、1度進めてみようということで、進行の表のほうを修正、手直しさせていただきました。

それと、もう一点なのですが、議員の行動のところの、やはり避難開始後のところなのですが、今までは傍聴者等々廊下に整列をさせて避難するというような流れだったのですが、やはり列を乱して避難をしているところが見受けられるというような声が上がったことによって、そのまま整列したまま避難をするというところで、一応進行表のほうを作成させていただきましたので、次回からの避難訓練は、このような形で行って、協力のほうをいただければなというふうに思います。よろしいですか。

○議長（細谷光弘君） はい。

○総務常任委員長（久保健二君） それと、その次の06の02のほうをすみません。御覧になっていただいて、こちらも前回の全員協議会でご説明させていただきました、三芳町議会災害時行動マニュアルなのですけれ

ども、全員協議会の場でご意見をいただいたところを少し手を加えさせていただきまして、まず2ページ目なのですが、本部の役割の(2)の④、ここ「本部は」というふうになっていたのですが、前回の全員協議会でご意見いただきまして、その後、委員会のほうで協議した結果、「本部長は」ということで改めさせていただきましたので、ご理解のほうをいただければと思います。

それとあと、これで議員の皆様にご賛同をいただければ、今回令和7年11月ということで、これは3ページ目になるのですが、一応改正ということで、日付のほうを入れさせていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。まず、ここまでで何かあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（細谷光弘君） ご質問ございますか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ありがとうございます。

ちょっと訓練の進行表のほうで伺いたいのなのですが、議員の行動の中の避難開始のところなのですが、黒ポチの2つ目、細田、池上、林、長野、内藤議員は傍聴者を整列させたまま誘導すると、ここがちょっとよく分からないのですが。

○総務常任委員長（久保健二君） 今先ほど説明したとおりなのですが。

○議員（小松伸介君） それと、ではすみません。自分が入っていないのですが。

○議長（細谷光弘君） いいですか。

○議員（小松伸介君） 最後尾で入っているのですが、ここに名前がないのは何でかなと思ったのです。

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

まず、最初の1点目の質問で、傍聴者を整列させたまま誘導するという意味合いというか、先ほど説明させていただいたとおり、整列は今までもするというのは進行表のほうに記載があったのですが、ただ整列をさせた後、例えば運動場のほうに避難したとする際に、列を乱れて、結局距離が開いてしまったりとか、もうばらばらになって避難をされていたというのがちょっと目についたので、そのままの形で避難したほうがいいのかというところで、今回させたままというようなものをちょっと追加させていただいたというか。

あとは、小松議員と内藤議員というのが、避難者の人数を確認されるのです。一番最後に、その人数を確認して、誘導係のほうを、一番最後のほうに一応小松議員と内藤議員というのは入っているのですが、そこではなくてですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） そうですね。単にすみません。ちょっと記載ミスだと思いますので、ここは直しておきます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） 上のほうですね。そこは入って、なおかつ人数の確認をしていただいて、誘導のほうをお願いするという形になります。

○議長（細谷光弘君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。すみません。

ご説明があったのは申し訳なかったのですが、あとこの間の訓練のときに、議場にいる人数が足りなくて戻ったというケースがあったと思うのですが、そういったことをどこかに明記はされないのですか、外にいる人が誰が戻るみたいなことは。

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○総務常任委員長（久保健二君） これも先ほど議長の行動のところでお話ししたとおりなのですが、そういうことがあったので、再開する前に議長が人数の確認をしていただく。成立しない人数、前回みたいに人数が足りない場合は、外にいる方を1人入れてとか、そのときによるのですが、そういう話にもなったのですが、再開を1回するのであれば、やはり人数を確保するためにというような動きが必要だよなということで、再開する前に一応議長に確認をしていただいて、このような行動を取っていただくということで、今までなかったのですが、ここを明記させていただいた形にはなりません。

○議長（細谷光弘君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

そうすると、その場で対応ではないのですが、外にいる人間が誰が入るかというところまでは決めていないということですか。

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○総務常任委員長（久保健二君） 協議の中で、いろいろな意見は出たのですが、ただそこまで、例えば外に何かの役割分担で担当していただいている人を中に入れてやる時間がないときもあるではないですか、その災害の状況具合だとか。というので、状況によって、やはりそこって変わってくるので、そこは議長と事務局、そこにいる議員の判断というところで、状況が異なることも想定して、一応そこまでの明記は今回はしていません。

ただ、委員会の中では、いろいろな意見が出たというふうに捉えていただければいいかなというので、その対応策として、取りあえず再開前に、一応前回のことをちょっと考えて、議長に1回人数の確認というのを再開前にしていただくというので、対応させていただこうかなというところで、今回は明記させていただいて、そこだけを明記させていただいた感じではあります。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ちょっと細かいところで申し訳ないのですが、「ただいま議場に参集しております議員は」ってあるところをもう少し簡素化で、「ただいま議長に参集の」とか「の」でいいと思うのですが。

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○総務常任委員長（久保健二君） そこは議長が「参集しております」と言うか、「参集の」と言うのかは、そのときの議長の発言というのは多分変わってくると思うので、このとおりしゃべるかどうか分からないので、そこはもうあまり気にしないでいただければなと思うのですが、細谷議長がもしかしたら「参集しております」と書かれていても「参集の」と言うかもしれないですというところで、ご理解ください。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○総務常任委員長（久保健二君） それと、この避難訓練に合わせて委員会でこれも協議した結果、12月定例会で、もう一度この進行表を基に、皆さんによく確認していただいた上で避難訓練をすみません。皆さんにまたご協力いただければなというふうに思っております。

今回に関しましては、委員からそのような意見があったのもあるのですけれども、12月定例会で実施をするというところだけはお伝えしますけれども、いつやるかというのは、これは委員も含めて公開をしないというところで、それで1回やってみようという話になりましたので、異論がある方は、ちょっとここでご意見いただいて、なければ、そのような形で実施をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますでしょうか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

抜き打ちみたいな形でやられるということで、すごい現場というか、実態に即した形で、すごくいいと思うのですが、傍聴者の対応というのはどのようにされるのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。ありがとうございます。

そこもしっかりと委員会のほうで協議をさせていただきまして、例えば執行部、それとあと傍聴者に関しましては、あらかじめ傍聴者に関しては受付の段階で、執行部に関しては事前に伝えた上で、今回はそうすると……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） その話です。なので、執行部に関しては、今回は傍聴者役とかというのもつくりませんが、あくまでも議会の中で1回、この進行表を基に避難訓練させていただければなというふうに決まっています。

○議長（細谷光弘君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

そうすると、傍聴者の方がいらっしゃらない場合は、避難誘導っぽいことをするみたいな感じになるということですかね。

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○総務常任委員長（久保健二君） そうですね。今、小松委員からお話しいただいたとおりなのですが、今回は傍聴者というのは、予測というか、想定されないもので、あれですよ、傍聴者がいた場合は、事前に協力いただける方という話でありましたよね。だから、受付の段階で、傍聴者がいる場合は、その時点で話をさせていただいて、ご協力いただける方に限っては残っていただいて、この進行表を基に誘導と、あと人数を確認していただくという流れでやっていただければなというふうには考えています。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 久保議員。

○総務常任委員長（久保健二君） それと、先ほどご説明させていただいた、三芳町議会の災害時行動マニュアルなのですが、一応これは改正版として、皆さんがこれによろしければ、取りあえず令和7年11月の改正ということで上げさせていただいて、次回以降の委員会で協議することになっているのですが、議会機能継続計画といたしまして、BCPですね、これも他議会でもかなり作成されている議会があるので、そういったところの確認や調査をした上で、当議会のほうでも作成していこうということになりましたので、こちら議員の行動フローだとか、そういった数も含めて、今後協議をさせていただいて、こちらがまた出来上がり次第、この災害マニュアルに追加するような形になっていくのかなというふうに思いますので、今の時点では、まだこれからの協議なので、ここまでの話にはなりますけれども、今後ちょっと協議をしていって進めていくということだけ、今の時点でご理解いただければというふうに思います。

○議長（細谷光弘君） 大丈夫ですか、ほかには。

〔発言する者なし〕

○議長（細谷光弘君） そうしましたら、総務常任委員会の1番につきましては締めさせていただきます。

---

#### ◎議会運営委員会

○議長（細谷光弘君） 続きまして、2番の議会運営委員会の報告につきまして委員長、お願いします。

林委員長。

○議会運営委員長（林 善美君） 林です。

07番に議場映像モニター字幕利用について（案）ということで載せさせていただいています。11日の委員会でも協議しまして、前回の全協では、ご意見はなかったのですが、委員会の中で協議をしまして、3か所、まだ案の時点なのですが、変更をさせていただいております。

まず、1つ目が、モニター1と2が、前は映像が上で字幕が下だったのですが、議場を見ていただくとは分かるのですが、下だと字幕が見えないということで、通常のほうも、一般質問のほうも字幕を上らせていただきました。

それから、操作方法のところ、モニターの表示の切替えは議会事務局で行いますので、切替えが必要な箇所です事務局へ資料を表示してくださいとか、資料を閉じてくださいという言葉で指示をしていただくようお願いいたします。

それから、最後、資料の提出方法ですが、登録済みのメールアドレスから事務局宛てにメールで送付していただくということを、この3点を追記いたしました。

もしご質問があればお受けいたします。

○議長（細谷光弘君） ご質問ございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

上の4の操作方法で、切替えが必要なときは事務局へ指示をするというのは、一般質問のときというのは、もともと切り替わってはいないということなのですか。

○議長（細谷光弘君） 林議員。

○議会運営委員長（林 善美君） モニター2のほうの話なのですが、まず議員の顔が映っている状態です、

ずっと画面が。それを資料に切り替えるタイミングをスイッチャーでやっていただくので、「切り替えてください」という指示をしていただかないと替わらないです。この後やっていただくと、多分分かるかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

その会議の映像なのですけれども、これはリアルタイムで流れているわけですよね。それがユーチューブのほうに遅れて配信されるって考えでいいですか。

○議長（細谷光弘君） 林議員。

○議会運営委員長（林 善美君） その会議映像ですね、顔、私たちのしゃべっている顔の映像はユーチューブで流れます。

○議長（細谷光弘君） 資料は、今のところ流れないという話ですよね。議場の中では資料は映りますけれども、そうですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 今までどおり。

小林次長。

○事務局次長（小林忠之君） 今、菊地議員から質問があったリアルタイム、議場内はリアルタイムで映像、今やっている映像が流れます。それをユーチューブのほうに少し遅延させて流すという形になっています。

それと、資料については、まだユーチューブには、まだちょっと試行の段階で、字幕と資料に関しては、まだユーチューブのほうには流さない予定です。ちょっと試行してみて、問題なければ、そのうちおいおいやろうかな、できるかなと思うのですけれども、今のところは、ちょっとユーチューブのほうは、そのまま今までどおり映像だけの出力という形に考えています。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

細かいことは、この後見てですね。

それと、この前、前回も言ったと思いますが、資料を事務局に送る場合、容量が大きいと送れないですよね。容量、幾つまでだったらメールで添付できる。

○議長（細谷光弘君） 小林次長。

○事務局次長（小林忠之君） 今まででいくと5メガぐらいだと思います。5メガ程度だと思います。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今までだと5メガを超えている資料が1つのファイルであると思うのですけれども、いっぱいあるのですけれども、それだと5メガを超えた場合はどうしたらいいのかというのをやらないと、送ったのに来ていませんよってなるのは、ちょっといきなり本番で困るなというのがあるので、どうですか。

○議長（細谷光弘君） 暫時休憩します。

(午前11時48分)

---

○議長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午前 11 時 54 分）

---

○議長（細谷光弘君） 光下議員。

○議員（光下重之君） 今のところの一番最後の行なのですけれども、その他の資料については、表示予定日の3日前とするというのがあるのですが、その他の資料って、どういうものなのですか。

○議長（細谷光弘君） 現状まだ方法が決まっていなくて、取りあえずこの間、町長と我々議長、副議長の話合いの中で、そちらでも、当然お金を出してもらっているわけだから、モニターを使いたい場合は、どういったものを挙げたいのか。例えば……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） そうです。例えば課長説明資料とかあるではないですか。映したいものを言ってください。それをまたこちらで論議するというお話になっておりますので、まだ執行のほうから何を出したいというのではないけれども、いや、うちも出したいというような話はいただいておりますので、そういうことなのですが。

○議長（細谷光弘君） 小林次長。

○事務局次長（小林忠之君） 一応基本は今おっしゃったとおり、一般質問以外で想定されるのは、最初は執行側の資料という、一般質問の資料に対して、もしかしたら別にこういうのがあるよって出してくるかなというのもあると思うのですけれども、ただそうだとしたのは、一応そのほかの資料も想定はしています。さっきちょっとお話ししたのですけれども、例えば意見書の審議の上で必要な、議案の審議上、もし必要なものがあつた場合というの、その他に含めていたつもりではいます。

それもだから前日とかだと、全然中身の審査、中身が見られないので、3日前という形で、やはり中の審査が必要だろうということで、ちょっと期間を見ているような形を想定しています。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 再開している形で大丈夫ですか。どっちですか。一旦再開しましたと言ってしまったような気がします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） では、そちらについては、あれなのですが、暫休中にデータの提出方法につきまして、容量が多いものにつきましては、メールでは送れないというお話がございましたので、こちらにつきましては、今回まだ試行中ということでございますので、ファイル形式等も問わない、問わないという言い方はちょっとあれかもしれないですが、事務局のほうにデータとして提出していただければ対応させていただきますということで、よろしいでしょうか。

あとは、菊地議員のほうから著作権等についての勉強会を全体で開くべきではないかというふうなお話があったので、そちらについても正副で今後ちょっと話していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今後の。副議長。

○副議長（桃園典子君） すみません。1点だけ確認をさせてください。

先ほど小林次長からもお話が、ご説明いただきました、表示予定日の3日前の資料の件なのですけれども、意見書とかということも先ほど出ていましたでしょうか。意見書に関する資料も可能という、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 小林次長。

○事務局次長（小林忠之君） 今までやったことはないのですけれども、だからそういうのも想定し、その他という形にはしているのですけれども、ただそれがまたやるかやらないかは、ちょっとまたご協議が必要だとは思いますが。まだ今まで意見書等の資料を表示というか、皆さんのモアノートに載せてやったことはないのです。

○議長（細谷光弘君） どこまで、何をやるかも含めて試行なので、そちらは実際、その先で本格運用になるまでに決めるということで、ご理解いただければと思います。

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（細谷光弘君） 一応この練習というか、テストにつきましては、一応全協が終わってから、何時からというのは、また後で言っていただければと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議会運営委員会の報告については、以上で終わりにしたいと思います。

---

### ◎その他

○議長（細谷光弘君） その他なのですが、何かございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（細谷光弘君） なければ、私のほうから何点かございますので、前回の全員協議会で町長のほうに申出書を出すべきだというようなお話がございましたので、議会のほうから町長に送付させていただきました。こちらに上げてくれて言ったのですが、ちょっと間に合わなかったみたいなので、後でもしあれでしたら、もう出してしまったので、今さら替えられるわけではないので、あれなのですが、一応それで11月11日の、先日の町長と議長、副議長の話合いの中で対応していただくことになりましたので、ご報告させていただきます。

それから、2番です。議会からのパブコメにつきまして、三芳町立学校設置条例の一部を改正する条例に関わる意見につきまして、会派の皆さん、議員の皆さんから出した回答につきましては、先日メールでお送りしたとおりなのですが、あれは何となく議員からって書いてなかったのですが、会派からの回答となっておりますので、勘違いしないでいただければと思います。

3、もう一つは、県の町村議会のほうで、各町村、また要望等を出してもらいました件につきまして、先日、県知事、また県自民党等に提出してきましたというのが報告でございます。

また、11月12日にNHKホールにて行われました全国町村議会全国大会におきまして、そちらにも国のほうへの要望書というのがございまして、そちらにつきましては、ポストのところに置いておきますので、もし見たい方がいらしたら見ていただければと思います。

最後なのですが、今回人事院勧告による期末手当の議案が出される予定となっております。以前取り決め

たとおり、執行部のほうから議員の分につきましても上程していただくことになっておりますので、皆さん  
付度していただければ、ここでどうこうとは言えない、もう決まって、前皆さんで協議したことなので、そ  
この辺については、よろしくお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上ですが、何か今の4点につきましてございますでしょうか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。すみません。

今議長の発言の中で、県への要望、大野県知事、それから自民党というふうには聞こえたのですけれども。

○議長（細谷光弘君） 自民党の県の何か会派だとか、等ですね。

○議員（本名 洋君） 自民党さんにだけ出したという話ではなくて、各会派の皆さんに……

○議長（細谷光弘君） 全会派は出していないと思ひます。

○議員（本名 洋君） ではないかもしれないけれども、幾つかの会派にはお渡ししたという、そういうこ  
とですか。

○議長（細谷光弘君） 幾つか、ちょっと詳しくは、全てどこに出したというのはあれなので、等って言わ  
せてもらったのですが、ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（細谷光弘君） なければ、事務局のほうで願ひします。

○事務局長（小林豊明君） すみません。事務局から、ちょっと3点ほどお知らせいたします。

ちょっと手短にお話しします。学校教育課から連絡が来ております。11月20日木曜日に三芳小学校の校内  
音楽会を予定していたところなのですが、2年生、4年生、6年生について、今日から明日まで3日間学級  
閉鎖になったということで、中止という連絡が入っております。現時点では、この後どうするかというのは、  
まだ未定ということなのですけれども、今後検討しますという内容の文書が来ておりますので、後ほどメー  
ルでお知らせをさせていただきたいと思ひます。

あと、2点なのですけれども、前回の全員協議会でお話をさせていただきました、職員の時間外の補正の  
件なのですけれども、こちらについては、結論としましては、予備費で対応するというので、財政とのヒ  
アリングで決まりましたので、お知らせをさせていただきます。

あと、もう一点、議会運営委員会の所管事務調査、1泊で行った所管事務調査で、開成町で発生しました  
1人1,000円の負担金ということで、ご説明をさせていただいていたところなのですけれども、実際請求の  
ほうが資料代という形で来ましたので、流用はせず、一般事務の通信運搬費から2,000円、職員分を流用す  
るというお話をさせていただいたのですが、今ある消耗品費のほうから2,000円分プラスあと議員さん分、  
合わせて9,000円を差引きのほうをさせていただきます。来年度以降、新年度予算案のほうに消耗品費と  
して最低限の金額を計上しようと考えております。

すみません。以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

そちらについて、今の件につきまして質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（細谷光弘君） なければ、これで全ての協議は終わりましたので、マイクを事務局のほうに返させ

ていただきたいと思います。

---

◎閉会の宣告

○事務局長（小林豊明君） 大変お疲れさまでございました。

閉会につきまして桃園副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（桃園典子君） 長時間にわたりまして、議員の皆様にはご協議いただきまして、大変にありがとうございました。

本日担当課からご説明いただいた内容に関しましては、今定例会の議案となっておりますので、しっかり定例会において審議してまいりたいと思います。

また、総務常任委員会からご報告ありました定例会中の避難訓練、抜き打ちということですので、滞りなく参加をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、議会運営委員会のほうで、この後、議会モニター等の作業の練習をしていきますが、そのほかのことでも、まだ協議の要素がある点が何点かございますので、また委員会のほうで協議していただき、議員も共有してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

（午後 零時06分）